

## 軽米町障害者活躍推進計画

機関名	軽米町
任命権者	軽米町長、軽米町教育委員会、軽米町議会議長、軽米町農業委員会 軽米町選挙管理委員会委員長、軽米町代表監査委員
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
障害者雇用に関する課題	<p>軽米町においては、軽米町教育委員会との特例認定により、両機関を合算して障害者任免状況通報を行っている。</p> <p>直近の通報となった令和元年6月1日時点では、法定雇用率を達成しており、令和2年4月1日時点においても達成しているものの、今後も継続して法定雇用率を達成していく必要がある。</p> <p>これまで労働環境等に関して大きな問題は生じたこともなく、組織的な体制整備は特段行っていない状況である。</p> <p>なお、軽米町は実態として全部局間において一体の雇用管理がされていることから、本計画は全部局の計画を包括的に記載し、作成したものである。</p>
目標	
①採用に関する目標	<p><b>【全部局】</b></p> <p>法定雇用率の維持</p> <p>（評価方法） 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理</p>
②定着に関する目標	<p><b>【全部局】</b></p> <p>不本意な離職者を極力生じさせない。</p> <p>（評価方法） 毎年の任免状況通報、人事記録等により把握。</p>
取組内容	
①障害者の活躍を推進する体制整備	<p><b>【全部局】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者雇用推進者として総務課総括課長を選任する。</li> <li>○ 組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、人事担当）を整備するとともに、組織外の関係機関と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理し関係者間において情報を共有する。</li> <li>○ 役割分担及び各種相談先については、人事異動等に変更が生じるため、定期的に更新を行う。</li> </ul>
②障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p><b>【全部局】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現に勤務する障害者が従来の業務遂行が困難となった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討するほか、必要に応じ、関係機関等へ相談する。</li> <li>○ 所属長との人事評価面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。</li> </ul>

<p>③ 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<p><b>【全部局】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</li> <li>○ 措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつ、可能な範囲内において適切に実施する。</li> <li>○ 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。</li> <li>・ 自立で通勤できることといった条件を設定する。</li> <li>・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> <li>・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> <li>・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。</li> </ul> </li> </ul>
<p>④ その他</p>	<p><b>【全部局】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。</li> </ul>